

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及び その他業務（2023年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所

本業務は、直近の「阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2021年度）」を踏まえ、阪神高速の橋梁マネジメントシステム（H-BMS）の4次元化および異常検知に関する技術検討を行う。加えて関連する技術審査会の運営補助等を実施する。

本業務を行うにあたっては、①当社の橋梁構造物を熟知し、かつ技術基準に精通していること、②点検および維持管理に関する高度で最新の技術に精通するとともに、専門知識を有すること、③技術審議会の各技術委員会またはそれと同等な有識者委員会の組織運営の実績を有していることが求められる。

一般財団法人阪神高速先進技術研究所は、

- ① 阪神高速道路の技術図書の編纂に資する調査研究の実績を有しているほか、他の都市高速道路の保全情報関連業務の受注実績も有しているなど、阪神高速道路の技術基準に精通し、都市高速道路の構造物のメンテナンスに関する課題を熟知している。
- ② H-BMSを用いた「阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（2020年度）」を当社から受注・実施するとともに、土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検及び維持管理に関する高度かつ最新の技術に精通し、当分野の専門的知見を有している。
- ③ 当社の技術審議会や関連する技術委員会の運営に長年携わっており、阪神高速グループの経営理念「先進の道路サービスへ」を念頭においた有識者委員会の組織運営の実績を有している。

このように、同法人は上記要件を全て満たしていると認められる。

また、本業務と同種業務を過去10年間のうち複数回、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、現時点において、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所が本業務を実施可能な唯一の機関と認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により一般財団法人 阪神高速先進技術研究所と随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。